

業 務 速 報

NO. 840

2012.12.2

J R 東海労働組合

発行 淵上 利和

編集 本橋 浩司

申第18号に対する窓口説明 「リニア建設は説明済み」とする会社？！ 業務委員会開催拒否！

11月20日、申第18号「リニア中央新幹線建設に関する業務委員会における会社回答に対しての解明申し入れ」の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。申第18号は、10月10日に開催された「リニア中央新幹線建設に関する申し入れ・追加申し入れ」に基づく業務委員会で、時間の制約による議論不足と未解明部分の解明に向けて申し入れていたものです。

会社は申第18号について、「過去の経営協議会や業務委員会で説明済であるので業務委員会は開催しない」と説明しました。また会社は「説明済みのものをあらためて申し入れることは遺憾である」として労使協議の開催を拒否しました。

私たちは、これまでの会社回答では不明な部分が多数あるために申し入れを行ったのです。この申し入れを「遺憾」とする会社の不誠実で傲慢な姿勢に怒りを感じずにはられません。本部は会社に対し「労使協議を開催しないことはあまりにも不誠実である」として抗議しましたが、会社の態度は変わらず、対立を確認しました。

リニア中央新幹線建設に関する業務委員会における会社回答に対しての解明申し入れ

10月10日、リニア中央新幹線建設に関する申し入れ、同追加申し入れ（『申第10号』『申第14号』）に対する業務委員会を開催したが、時間の制約上、十分な議論が出来ず、未解明な部分があった。J R 東海労は、未解明な部分を解明するためにも、更なる議論が必要であるとの認識である。

よって、以下の通り申し入れるので、労使協議の場を設け、真摯に議論すること。

記

1. 建設費の試算の根拠として会社は、「平成21年に国土交通大臣に提出した4項目調査によるもの」と回答したが、これでは回答になっていない。建設費の数字はどのような方法で算出したのか明らかにすること。
2. 需要試算で会社は、少子高齢化による人口減少を考慮していない旨の発言をしたが、その理由を明らかにすること。
3. 需要試算について、東海道新幹線からの転移、航空機からの転移、その他の交通機関からの転移、新規需要の各項目の試算が出されているが、それらの試算の根拠を明らかにすること。
4. 東海道新幹線の東京・品川～名古屋間の輸送実績、社内における部門別の電力消費量・電力料金、転てつ機の動作時間などは、非開示等の理由で回答しなかった。非開示とする理由を明らかにすること。また、JR東海労は非開示の理由は存在しないと考える。よって、データを明らかにすること。
5. 大地震が発生しても活断層を横断するリニアトンネルは、特別な工法で建設するため破壊されないとの会社見解だが、破壊されない根拠を図に示して説明すること。
6. 事故発生時の避難について、会社は立坑のエレベーターを使うと説明したが、地震発生時は停電はつきものであり、エレベーターは使用出来ない可能性が大である。また、火災発生時は煙が充満し、立坑は排煙の役目を果たすことになり、避難は困難だと言わざるを得ない。よって、あらゆるケースを想定した避難方法を明らかにすること。
7. 各駅停車列車の運転所要時間、退避時間などはダイヤ発表後明らかとすると説明した。すでに直通列車の運転所要時間は明らかにしているため、非開示の必要はないと考える。よって、運転所要時間、退避時間を明らかにすること。
8. 環境影響評価の調査の期間を明らかにすること。また、動植物の生態調査は、数年間の調査を行い、年度ごとの結果を比較しないと正確な結果は出ないと専門家は指摘しているが、この趣旨に沿った調査を行うのかどうかを明らかにすること。

以 上

会社説明

過去の経営協議会や業務委員会で説明済であるので業務委員会は開催しない。また、すでに説明済みのものをあらためて申し入れることは遺憾である。

主なやり取り

組合：10月10日の業務委員会で説明できなかったものを申し入れた。なぜ業務委員会を開催しないのか。

会社：会社として回答できることは、これまでの経営協議会や業務委員会で回答している。

組合：詳細な部分や非開示の部分をあらためて申し入れたのだから答えるべきだ。

会社：非開示は非開示である。これまでの経営協議会や業務委員会で答えられることは答えたので、それ以上のものはない。

組合：これまでの回答では不十分だから申し入れている。「過去に説明した」とは回答になっていない。あまりにも不誠実な対応だ。

会社：会社としてはできることは行っている。何回も同じ申し入れをすることは遺憾だ。

組合：不明だから申し入れている。それを遺憾とすることはおかしい。

会社：貴側の基準や判断には何とも言えないが、会社として説明できることは説明している。

組合：10月10日の業務委員会では担当者が説明していた。さらに詳細な部分を説明できるのではないか。

会社：回答できる範囲がある。すでに答えた通りであり、業務委員会を開催しても同じ回答になるので非効率である。

組合：あまりにも不誠実である。もう少し詳細をあきらかにするべきだ。

会社：答えられることは答えた。業務委員会は開催しない。

組合：業務委員会を開催しないことに抗議し、対立を確認する。

以 上